

# 第1節 地域福祉

## 1 地域福祉活動の推進

### (1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第3次の計画を平成27年3月に策定した。計画期間は、平成27年度から31年度までである。

#### ① 第3次大牟田市地域福祉計画の推進

基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」の実現のため、基本目標を「つながりを育む人づくり」「みんなで支え合う地域づくり」「生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり」の3つとし、基本目標ごとに2つの施策を掲げている。またその施策ごとに重点的な取組み項目を定め、地域福祉を推進している。

#### ② 災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指している。（制度への登録者数：9,099人 平成28年3月末現在）

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

#### ○ 「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成28年3月末現在

- ・手鎌校区災害訓練実行委員会
- ・駛馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
- ・みなと校区運営協議会
- ・倉永校区まちづくり協議会
- ・天領校区まちづくり協議会
- ・玉川校区まちづくり協議会
- ・吉野校区総合まちづくり協議会
- ・安心安全まちづくり天の原校区協議会
- ・駛馬北校区まちづくり協議会
- ・大正校区まちづくり協議会
- ・上内校区まちづくり協議会
- ・銀水校区まちづくり協議会
- ・三池校区まちづくり協議会

（安心安全まちづくり笹原校区協議会は、校区再編のため平成25年6月解散。同年7月安心安全まちづくり天の原校区協議会と締結）

### ③ 大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。(平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。)

日時：平成28年2月6日(土)

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約400人

#### 〔実施内容〕

副題「地域支えあい絆セミナー」

- ・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
- ・基調講演「地域の絆が孤立を包む ～NHKサイレント・プアの生まれた町の実践から～」  
(講師：社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 事務局参事 勝部 麗子 氏)

## 2 社会福祉協議会

### (1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

#### <実績>

項目	金額(円)
社会福祉協議会補助	44,947,000

## 3 民生委員・児童委員

### (1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法(第16条～第18条の3)	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市1/2 県1/2程度

#### <目的・事業内容>

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助

を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の適格要件に該当する者で、児童福祉に関する理解と熱意を有するなどの要件を満たすものの中から、主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の任期 平成25年12月1日～平成28年11月30日（3年間）

民生委員・児童委員の定数 297人〔＜内＞ 主任児童委員 42人〕 ※平成25年12月1日より

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

## <実績>

### 民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・ 児童委員	主任児童委 員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	480	0
	介護保険	327	1
	健康・保健医療	585	4
	子育て・母子保健	309	99
	子どもの地域生活	1,347	165
	子どもの教育・学校生活	642	205
	生活費	366	1
	年金・保険	94	0
	仕事	131	0
	家族関係	535	5
	住居	337	0
	生活環境	1,234	6
	日常的な支援	4,094	64
	その他	3,464	28
計	13,945	578	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	7,464	83
	障害者に関すること	802	4
	子どもに関すること	2,336	469
	その他	3,343	22
	計	13,945	578
その他の活動件数	調査・実態把握	5,238	108
	行事・事業・会議への参加・協力	13,235	1,317
	地域福祉活動・自主活動	22,907	3,167
	民児協運営・研修	11,087	2,185
	証明事務	426	8
	要保護児童の発見の通告・仲介	203	4
訪問回数	訪問・連絡活動	69,719	938
	その他	41,255	1,436

連絡調整回数	委員相互	29,881	7,750
	その他の関係機関	15,944	2,525
活動日数		56,066	7,025

## (2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

### <目的・事業内容>

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 12人（平成27年5月8日から）  
民生委員推薦会委員の任期 平成25年7月1日～平成28年6月30日（3年間）

### <実績>

会議回数	3回	候補者推薦数	7人（内、主任児童委員0人）	退任者数	7人
------	----	--------	----------------	------	----

## 4 社会福祉法人

根拠法令等	社会福祉法	所管課	保健福祉総務課
-------	-------	-----	---------

### <目的・事業内容>

社会福祉法人のうち、主たる事務所が本市の区域内にあり、その行う事業が本市の区域を越えない社会福祉法人は、大牟田市が所轄庁となり、当該要件を満たす法人の設立や定款変更等は、本市の認可を要する。また、当該法人の指導監査についても、本市が実施する。

社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉を推進する中核的な組織として、多様な福祉ニーズを充足する役割が期待されている。そのため、本市における指導監査の方針は、法人の運営管理や公的資金の取扱い等が法令等を遵守しているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地において確認する。

### <実績>

所轄する法人数	26法人	平成27年度 新規設立法人数	0法人	平成27年度 解散・合併法人数	0法人
平成27年度 指導監査実施法人数	18法人	うち文書指摘法人数	1法人	うち文書指導法人数	16法人

## 5 大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所管課	保健福祉総務課
-------	--------------	-----	---------

### <目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

### <実 績>

運営状況

(単位：千円)

26年度末現在高	27年度中増減額		27年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
375,082	643	11,096	364,630

福祉振興基金への寄付金3件分620千円及び運用利子23千円の積立てを行った。

## 6 臨時福祉給付金

根拠法令等	平成27年度大牟田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱	所管課	臨時福祉給付金対策室
		負担割合	国10/10

### <目的・事業内容>

平成26年4月から消費税率が8%へ引上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する。

#### (1)支給対象者

基準日(平成27年1月1日)において、次の条件を満たした者。

- ①住民基本台帳に記録されており、
- ②平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない者から、以下の者を除いた者。
  - ・市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等
  - ・生活保護制度内で対応される被保護者等

#### (2)支給額

支給対象者1人につき6千円。

### <実 績>

項目	人数	金額(円)
支給決定者	32,123	192,738,000

## 7 子育て世帯臨時特例給付金

### <目的・事業内容>

平成26年4月からの消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として給付されるもの。

#### 平成26年度

根拠法令等	大牟田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱	所管課	児童家庭課
		負担割合	国10/10

### (1)支給対象者

基準日（平成26年1月1日）において、次の条件を満たした者。

- ①平成26年1月分の児童手当法による児童手当の支給を受ける者。
- ②平成25年の所得が児童手当法に規定する所得の限度額に満たない者。

### (2)支給対象児童

- ①平成26年1月分の児童手当法による児童手当の支給対象児童。
- ②平成26年1月1日に出生し、同日において住民基本台帳に記録されている児童。

※ただし、下のものを除く

- ア. 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合。
- イ. 臨時福祉給付金の支給対象者である場合。
- ウ. 生活保護を受給している場合。

### (3)支給額

支給対象児童1人につき1万円。

#### <実績>

項目	受給者数	対象児童数	金額（円）
支給決定者	6,007	10,382	103,820,000

#### 平成27年度

根拠法令等	平成27年度大牟田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱	所管課	児童家庭課
		負担割合	国10/10

### (1)支給対象者

基準日（平成27年5月31日）において、次の条件を満たした者。

- ①平成27年6月分の児童手当法による児童手当の支給を受ける者。
- ②平成27年6月分の児童手当を受給していないが、平成27年6月分の児童手当の受給要件を満たす者。

### (2)支給対象児童

- ①平成27年6月分の児童手当法による児童手当の支給対象児童。

※ただし、基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合は対象外とする。

### (3)支給額

支給対象児童1人につき3千円。

#### <実績>

項目	受給者数	対象児童数	金額（円）
支給決定者	7,648	13,170	39,510,000